

「実隆公記」を読む (一)

公卿と連歌師

重松裕巳

小西甚一氏はその著「宗祇」で、現代人の脳裏に描く宗祇像は、芭蕉の先達としての「瘦せ衰えた行脚僧」「清貧の隠者」「漂泊の隠者」であろうが、これらは実は虚像に近く、宗祇の実像は、生涯にわたって幾度も旅を重ねた事實は「頑健な体質」であった証左であろうし、居宅にしても決して粗末な草庵などではなく、「ふところぐあいも裕福」であった。また、その「旅」にしても、いわゆる孤高の詩人が、道を求めるといふ純粹に風雅の精神の発露としてのそればかりではなく、極めて世俗的・実利的な面もついていた。そして実利的な旅の証として、宗祇と公卿三条西実隆とが「もちつもたれつの関係」にあったことを明快直截に説かれている。

稿者は氏の御高説に賛成するものであるが、この稿では、氏もしばしば引用されている実隆の日記「実隆公記」を通して、公卿と連歌師達との関係をもう少し具体的に考察してみようと思う。日記そのもの引用は、多少重複したり、また、繁雑に陥るとも思われるけれども、煩を厭わず引用を多くすることによって、なるべく具体的に事實を列挙し、

当時の公卿・連歌師達の学問の実情はどのようなものであったのか、両者はどのような形で相互扶助の関係を保っていたのか、等を見てゆきたいと思う。記述の要領は、年次に別、宗祇・肖柏・宗長・宗碩・玄清を夫々別個に扱ってゆくが、各連歌師に関係する記事のすべてを列挙することは不可能であるので、やゝ必要度の劣る条項は、各年次の下に当該連歌師の実隆邸訪問の「日付」のみを記した。

「実隆公記」は、実隆二十歳、文明六年（一四七四）から天文五年（一五三六）八十二歳に至るまで一その間まゝ欠文年次を含むものゝ前後六十年間にわたる記録で、紙背文書をも含めると十九冊の大部（統群書類従刊行会）になる。公事はもとより、妻女の愚痴や借金相談等の些細事についてまでを詳細に記したこの日記は、読む者の要求に応じてそれぞれの回答を与えてくれることは勿論であるが、中世から近世への転換期の世情をつぶさに伺い知ることのできる貴重な資料である。

著者の実隆は三条西公保の二男。康正元年生、天文六年没。家格は大名家。永正三年（五十二歳）内大臣。古典学・

有職故実・和歌・連歌は言うまでもなく、書・香道にもすぐれ、宗祇から古今伝授をうけた、室町時代の公卿を代表する碩学である。

当時の公卿社会―禁裏においても同様―の窮乏は甚しかった。それは、応仁の乱を契機に、まさに下剋上の当世、荘園からの年貢が守護や大名、あるいはその被官たちに横領され、滞りなく領主の手に入ることが困難となっていたからである。生活に窮した公卿の中には、都を離れて地方に大名や豪族を頼って落ちてゆく者もいた。ある者は仏道に入ろうとした。実隆として例外ではない。居宅の焼失三回、大勢の来客の接待等は慢性的家計失調を招いた。借金は珍らしいことではなく、秘蔵の「源氏物語」を売却すること三度（享祿二年には宗碩の仲介で肥後の鹿子木三河守親員に二千疋で売却している。藤崎宮造宮に関与する。）、ついに将棋の駒書きまで筆を染めている。

この実隆に、宗祇は、古典学や連歌の師として臨んでいゝる。卑賤の出（出自さだかでない）の宗祇が公卿の指南役となり、さらに天皇・親王の和歌連歌月次御会のメンバーとなるのも、一方、幕府連歌会の有力メンバー・地方武将の指導者でもあり得たのは、単に時代のしからしむるものとするだけではなく、連歌師のもつ特殊な性格―宗教性―をも考慮すべきは当然であろう。

さて、さきに触れたように五人の連歌師をとりあげるが、本稿ではまず宗祇についての考察をすゝめたい。なおテキストは続群書類従完成会刊の「実隆公記」を使用する。

一、宗祇

文明 九年 宗祇五七歳 実隆二三歳

○早且於宗祇草庵有源氏第二卷講尺（七月一・一二日）

実隆公記に宗祇が登場するのはこの日をもつてする。宗祇の源氏講尺である。なお以下に種玉庵とあるのは宗祇の草庵のこと。

○宗祇法師南都下向之便宜可下之由可命之由被仰下之間、則召仰宗祇了、（七月十八日）

後土御門天皇の御使として南都興福寺の一条兼良を訪う、その相談である。

○於種玉庵正宗三体絶句講尺聴聞、（一〇月二六日）

僧竜統―正宗―による三体詩の講尺を実隆らと聴聞。

この講尺は、一二月一六日、翌文明一〇年三月三日の三回

文明一〇年 三月中旬、越後・越前下向、翌一一年九月初旬帰洛。

文明一五年 春、東国・越後下向・翌十六年九月帰洛。

文明一六年 （五・六・七月を欠く）

○宗祇法師上洛紅燭五十廷送之、（九月二〇日）

文明一七年 七月（七）、八月（八・一一・一三・一六・一八・二一・二三・二九）、九月（三・九）、一二月（二九）

○春日社法樂百首統歌張行、……宗祇等也（三月二日）

○源氏物語五十四帖書写之功今日終之、……及晚宗祇肖柏

等来、歌道清談……（閏三月二一日）

○招宗祇、肖柏同来、源氏物語葵卷誂之、（同二八日）

この日から実隆邸で源氏物語の講尺をはじめてゐる。終功は翌年六月一八日、講師は宗祇と肖柏とが交互につとめてゐる。源氏講尺は四月（三・四・一

三・一八・二三・二八）六月（三・八・一八・二

三）七月（三・七・一九・二六・二八）八月

（七）九月（一・三・六・九・一一・一四・一六・

一九・二四・二六）一〇月（二・三・一三）二

月（一三・一九・二八）に、柿・花散里・須磨・明

石・澤標……の順によみすゝめてゐる。

これと並行して宗祇は伊勢物語の講尺を六月（一・

六・一一・一三・一六・一九・二一）に行つてゐる。

○依宗祇所望扇面和歌二首書之、（四月三日）

○宗祇所望扇面ケ書之、（五月二八日）

○宗祇連歌集老葉清書事所望、持料紙……（七月二三日）

宗祇が自撰句集わくらばの清書を実隆に依頼したの
である。実隆は承諾し八月一日に渡してゐる。

○宗祇来、万葉集十四冊可送給由約之、及晚則送之、古本

美麗物也（一一月一六日）

文明一八年 七月初旬越前下向、九月一四日帰洛。

三月（二八）、六月（九・二一・二三・二六・二八）、

七月（一）、九月（一六）、一〇月（一・六・九）、一

二月（一五・二二・二六）

○前年につづく源氏講尺は正月（二）、二月（三・八・

一三・二一・二八）、三月（二三）、五月（三・一四・
一八・二三・二六）、六月（一〇・一一・一二・一三・
一四・一五・一六）

源氏講尺が催された日付は講師の宗祇・肖柏のいず
れかが欠席の場合もすべて記した。

○宗祇法師来、昨夜上洛云々、源氏外題親王御方御筆遣之、歎喜

無極。（二月二二日）

源氏物語の外題書きを勝仁親王に依頼したので

あろう。宗祇の喜びようがわかる。

○源講今日終功了、為謝之晩頭向宗祇法師庵、（六月一

八日）

○宗祇来、昨日予所持之扇宗祇法師取之、伴扇面可書歌之

由所望、仍書之、（六月一九日）

○宗祇新写源氏物語外題四十帖今日染筆了、（八月四日）

○国名々所一卷頓阿法師抄 魏孝法印自筆宗祇持来、（九月一七日）

○宗祇法師来、新古今集上、続拾遺等銘事所望、（一〇

月二三日）

文明十九年（六・九、一二月を欠く）

正月（八・一六・二九）、二月（九）、三月（一六）、

四月（九・二五）、七月（二七）、八月（二）、

○宗祇来、沈一裹口、自愛云々（正月六日）

香道にすぐれていた宗祇が沈香を贈つたのである。

実隆はのちに香道の流祖になる。

○宗祇所望扇歌二本後撰拾遺等銘染筆了（正月一九日）

○源氏物語一部電覽終功、系図不審所々粗加潤色、相談肖

柏宗祇等者也、(二月四日)

電覽とは人に見せることの敬語。實際は源氏物語の系図を作成していたところ、不審の個所があり、これについて宗祇・肖柏にしばしば相談している。

宗祇来、厚様帖送之、(二月八日)

宗祇法師来、統古今不審事談之、存分粗命了、(二月二四日)

宗祇法師来、古今集聊有申合之事、青表紙正本箒木卷令見之、……(三月三〇日)

依宗祇所望扇面歌書之与……(四月六日)

自今日古今和歌集講談密々事也、自愛云々(四月二日)

この日から宗祇からの古今伝授はじまる。

長享元年(正月一〇月を欠く)

十一月(四・一七)、閏十一月(一・二・四)

伊勢物語講尺は、閏十一月(五・六・七・一〇・一一・一三・一四・一六)

この講尺に対する謝礼は、扇歌一六本予可書之由
宗祇法師所望、今日書之(同一七日)

長享二年 五月九日越後下向、九月三〇日帰洛。

正月(五)、二月(七・二〇)、四月(一〇・一一)、

五月(四)、十月(二・五・九・一四)、十一月(一八・二〇)

宗祇法師来、古今切紙、源氏三ヶ事等面授、……(正月二〇日)

宗祇法師来、連歌会所奉行事自大樹被仰出之、……(三

月二八日)

足利義尚より北野社の連歌会所奉行を命ぜられた宗祇は、一旦辞退したものの、ついには承諾。連歌界最高の地位である。

宗祇法師来、七月中旬依武命参江州御陣、伊勢物語講尺事被仰出、……(五月四日)

近江に出陣中の足利義尚を訪ね、陣中で伊勢物語を講尺(八回)を命ぜられたのである。

宗祇法師明日下向越後国云々、扇歌三本依所望今日書遣之、……(五月八日)

上杉定昌の弔慰に越後へ下向する宗祇が、贈物に扇歌三本を依頼。

長享三年 三月二九日周防下向、翌延徳元年九月一七日帰洛。

正月(二三・二九)、二月(五・一〇・一一)、三月(二・三・二〇・二四)、九月(一八・一九・二〇・二二・二六)、一〇月(一四)、二月(一三・一八)

右の宗祇来訪の中には、古今集講義・詠歌大概講尺・打聞集事相談等が含まれている。

宗祇法師来、江州御事治定之由今日風聞也、言語道断今日又目薬一種宗祇法師送之、(三月二七日)

宗祇法師来、中国下向請暇来、(三月二八日)

宗祇法師来、昨日波々泊部状今日伝達云々、丹州知行分事也、(七月二九日)

實際の治行国である丹波の今林荘の年貢取立に関する仕事にも宗祇は関与している。

延徳元年

○宗祇法師自九州上洛、今日来云々、（九月一七日）

山口の大内政弘の招きに周防下向の宗祇は三ヶ月余
彼地に逗留。九州ではない。

○宗祇法師、沈一裹送之、九月二十九日）

○宗祇法師来、連歌十問最秘抄新写、奥書宗祇法師可載之
由、政弘朝臣所望云々、…兼又件草子銘予可染筆之由
也、（十一月一六日）

○宗祇法師孔方千疋秘計在之、…（十二月一七日）

△秘計とは借金のこと▽

延徳二年

正月（一三） 二月（二七・二九） 三月（五・一八・
二三） 四月（四） 五月（五） 六月（一三・三〇）

七月（六・一五・二六・二八） 八月（五・八・二〇）
閏八月（二七・二八） 九月（一・八・九） 十月（一

五） 十一月（一・一九・二一・二九） 十二月（一

○自種玉庵三續到来、（三月一三日）

△續はぜにさしにつらぬいた銭のこと▽

○自種玉庵千疋到来、（三月一五日）

○自種玉庵千疋又到来之由知之、（三月一七日）

この借金？は実隆邸増築に入用のため。芳賀幸四郎
「三条西実隆」によれば、三条西家の各地の莊園・
塔の森の渡し場・淀の魚市・青芋座からの年間の基
準収入は、米二十三石七斗余、麦八斗八升、錢一万
八百疋余。これは年度によって増減があり、大永三

年のごときは、米二十三石四斗余、麦六斗余、錢五
千七百七十疋余であった。又、三条西家の使用人の給
料の最高額が百疋。とすると宗祇の融通した金がど
の程度かわかろうというもの。宗祇は魔術師？
永正三年と永正十七年・享祿二年に実隆は源氏物語
を千五百疋・二千疋で売却している。

○宗祇法師来、定家卿色紙形一枚惠之、秘藏云々、（三
月二七日）

○宗祇法師来、扇一本遣之、（閏八月一日）

○宗祇法師来、貫之自筆集以下手本等令見之、玄清・宗作・
宗恕等同道来見之、各感歎、…（同九日）

○宗祇法師来、令読橋姫卷、…不及講尺、只文字読計也、
（十一月四日）

○宗祇法師来、扇歌三本所望之間、念劇中雖無心染筆遣之
了、（十二月晦日）

延徳三年

△相当の無理でも宗祇の言い分はきゝ入れられるようだ▽
五月二日越後・若狭下向、十月帰洛。

正月（一二・一七・二三） 二月（六・一一・一二）

三月（五・二五・二八） 四月（二三・二四・二九）

五月（一） 一〇月（四） 十一月（二七） 十二月（六）

○宗祇法師扇歌所望、二本染筆、（二月七日）

○宗祇法師来、卯毛四枚持来之、則一枚令進上親王御方了
（三月一五日）

○宗祇法師入来、古今集聞書以下和歌相伝抄物等一合付封
預置之、老生遠路旅行、再会難期之間、若無歸京之儀者

令付属之由丁寧談之、(四月二九日)

越後下向にあたって、老齡の宗祇は、再会期し難し、若し不慮のことあらばと古今伝授に関する一切を実隆に託している。実隆を後継者と決めているのである。

○新古今下伊勢物語等宗祇所望書与之、(一〇月二一日)

明応元年 (正月、九月を欠く)

一〇月(四・六・二七) 十一月(一五・一六) 十二月(一・三・一六・一九)

○越前田野村公用千足慈親院執沙汰、宗祇送之、当年不慮之子細也、……(一二月四日)

田野村は実隆の莊園。年貢千足が宗祇を介して入ったのである。可謂天之所与者也といつてよろこんでいる。

○宗祇法師、定家卿未来記^{五十}、雨中吟十七首等読之、上原豊前守等来聴、豊前守食籠^二、柳^三荷、四宮雁一柳一荷、金覆輪一腰、持来之、(同七日)

上原豊前守賢家・四宮四郎長能ら武將聴聞。上原豊前守は土佐日記の読み方について質したり、後光厳院宸筆と思われる色紙と、実隆筆の伊勢物語とを交換したりしている。

明応二年 (四・七・八・一〇、一二月を欠く) 閏四月五日

日越後下向、翌明応三年三月頃帰洛か。

○宗祇法師、薄様二帖短冊^{五十}持来之、……(正月五日)

明応四年 (一〇月を欠く)

正月(一二)、二月(一八・二〇・二九)、三月(三・

八・一六・一九・二八)、四月(六・七・九・一一・一

三・一五・一九・二三・二四・二六・二七)、五月(三・

五・一〇・一一・一三・一五・一九・二〇・二六)、六

月(四・五・八・九)、七月(二・四・一三)、八月

(二五・二八)、九月(一・九・一一・一二)、一

月(一六・一八・二三・三〇)、一二月(一五)

○宗祇法師来、兔毫五管恵之、自愛云々、(正月四日)

○公任卿筆朗詠^{上下}、宗祇法師令見之、彼真跡予未見知、(三月四日)

○碩一面、杉原十帖宗祇法師恵之、……(同一日)

○及晩宗祇法師来、沈一柱持来、……(同二日)

○宗祇法師、肖柏、宗長等来、……宗祇法師一荷麦麵送之、不慮芳志也、(五月二日)

○宗祇法師一荷両種携之来、(六月四日)

○宗祇法師一桶、丹瓜等送之、(七月四日)

○新撰菟玖波集廿卷遂校合、宗祇法師率肖柏、玄清、宗仲等悉校定之、宗祇送一壺之間、勅一盞了(九月一三日)

編集の過程で宗祇と兼載との衝突を生むなど苦勞の多かつた新撰菟玖波集の校合がめでたく終り、奏覧

(九月廿六日)を待たばかりとなった。

○宗祇法師、松茸一折送之、(同二三日)

○宗祇法師送一桶、食籠等、(二月二日)

○宗祇法師送一桶、……(一二月二〇日)

○宗祇法師、堯孝法印自筆之国名々所一卷令進上于禁裏、今日所令持参也、(同二八日)

明応五年

正月(四・九・一〇・一一・一三)、二月(九・一五・一九)、閏二月(一・二・三〇)、四月(八・一一・一四)、五月(二一)、六月(九)、七月(二八)、八月(一・三・七・九)、九月(一・四・九・一三・一四・一五・一八・二〇・二四・二五・二八)、一〇月(一・三・六・八・一八)、一二月(七・一六・二二・二七・二九)

○宗祇法師来、一樽送之、……長門国住吉法楽百首歌、親王御方御詠今日被下之、悉周備遣宗祇了、

(閏二月一二日)

○宗祇法師長門国住吉法楽百首奥書事所望之間、今日書之、

(同二七日)

新撰菟玖波集の撰集を終えて、その報賽のために長門住吉社に法楽百首和歌を勸進した。後土御門天皇の御製を賜わり、序文は実隆が書いた。

○宗祇法師来、薰物待從 調合恵之、令具秘藏之者也、

(同二八日)

○宗祇所望法花経外題 二部今朝染筆、 (四月一〇日)

○宗祇法師来、輪台、青海波秘事一卷多氏極秘之儀持来之、

(同二七日)

○宗祇法師所望色紙三六首、詩歌、詩三體詩、歌新古今各相計者也……今朝染筆了 (五月五日)

○宗祇法師来愚亭云々、仍帰宅之処、壺一、青蛭一緇携之、

△「青蛭」は銭のこと▽ (同二五日)

○宗祇法師、今日自紀州上洛、唐墨一切送之、 (七月二七日)

○宗祇法師来、彼所望草紙打曇和歌卅六首染筆遣之、 (八月一八日)

○宗祇法師贈蒲穂子、不思懸芳志也、 (九月一五日)

○宗祇法師食籠物一合贈之、…… (同二九日)

○宗祇法師来、源氏物語内不審抄出持来之、聊有相談之事等、…… (一〇月一一日)

○宗祇法師扉歌所望書之、圭魚小差一合恵之、不慮之芳情也、及晚彼法師来、明日可令下向攝州、……万葉不審題目相談、聊啓蒙了、 (同二五日)

○宗祇法師所望発句卅六句、下絵短冊書之、扇歌二本、書之遣了猷炭壹荷 四裏贈之、謝遣了、 (二月二一日)

明応六年 (三月を欠く) 五月一日越後下向、九月四日帰洛、

四月(二)、五月(一)、九月(七)、十一月(四・二六)

○宗祇法師蟻緑一壺、鶉珠千文、土器物等持来之、 (正月三日)

○扇三本遣宗祇法師了、 (正月四日)

○宗祇法師扇十一本歌所望、晚陰染筆遣之、 (同八日)

○宗祇法師播州土産野崎器併漢布等恵之、不慮之儀謝意無極者也、 (四月三日)

○宗祇法師来、自北国昨日及晚上洛、……一樽青蛭等官筒之由、每度芳志難謝尽者也、 (九月五日)

○宗祇法師所望扇歌 卅 書遣、 (同二三日)

○宗祇法師短冊箱銘所望、可然之題目更雖不能思量懇望之

問書之、

○宗祇法師送一壺、……

(同一六日)
(同一九日)

○宗祇法師扇歌三本所望書遣之、今日下向攝州云々、

(同二〇)

○宗祇法師来、肖柏法師同道、茶十袋被惠之、(二月六日)

明応七年

正月(二五)、二月(一・三・七・二六・二八)、三月(三・二

七)、四月(一)六月(二・一三・一七)七月(八・二七)、八

月(一・一三・一八)、九月(一)、一〇月(四・五・九・一四

・一六・一九)、閏十月(一・四・一・一四・一五・一八・二

五・二八)、十一月(一・九・一六・二〇)

○及晚来話、……糊打鳥子五十枚惠之、尤秘藏也、(三月二七日)

○宗祇法師送青州一壺、……

○宗祇法師来、……色紙廿六枚定家、家隆、後依宗祇所望如京極(各十二首)、(同二九日)

○宗祇法師来、明日可令下向江州云々、古今集銘二、色紙

六枚依所望書遣之、(四月二日)

○宗祇法師自江州昨夕上洛云々、今朝来、青蚨一緡称宮筍

之由、煩費之条痛入者也、(六月六日)

○扇歌十五、宗祇所望之間遣之、(同 七日)

○新写古今集奥書之事、宗祇頻雖令辞之、以行二再三問答、

領狀之間今日遣之了、(八月一七日)

△実隆写の古今集に宗祇の奥書を依頼したるに、宗祇

辞退。そこで行二を介して承諾させたのである。

○宗祇法師来、薰物黒方、持来之、(一二月一日)

○宗祇法師来、青蚨持来、不慮芳志也、(同 二七日)
他に食籠(一〇・一四)

明応八年

正月(八)、二月(八)、三月(一・三・五・一三)、

四月(一〇・一七・二二・二七・二九)、五月(一)、

六月(一・二・六)

○宗祇法師来、一桶両三種携之、……宗祇古今、新勅撰等

外題所望、染筆山口十五首題書之、(正月六日)

○宗祇法師来、斎藤弾正古今本奥書事愚筆所望之由申之間

書之、宗祇法師可加判也、彼法師今日下向江州云々、(三月二〇日)

○宗祇法師一昨日自江州上洛、一壺筍子等送之、(四月九日)

○宗祇法師来談、……六韜、三体詩等銘所望之間、則染筆

了、(同一二日)

○濃州衣斐出雲楮生、包丁、小刀等送之、先年和歌合点之

事申之者也、宗祇媒妁也、(同 一六日)

○詠歌大概新写遣宗祇法師、是可遣衣斐出雲守子彦六郎

先日楮生等也、(同 二五日)

○宗祇法師、帷三、青侍三人各可著用之由申送之、言語道

断不可思儀之芳情也、(同 二八日)

○宗祇法師来、古今箱銘所望、詰訓、一字如此書之了、(五月四日)

○魚市事自攝州伊丹兵庫助許可然之返事到来、旨趣以愚狀

示宗祇了、(同 一九日)

○宗祇法師来話、魚市事有示旨等、(同 二四日)

。天津自魚市上落、有命之旨、中務少輔、玄清等委細加問答了、遺書狀於江州宗祇法師了、
(六月一六日)

淀の魚市は三条西家の有力な財源であった。この魚市本所料の配分についての西園寺家との争いも明応五年四月に落着していたところであるが、右の五月一九日・二四日、六月一六日の記事から察すると、なお事が生じ、その対策、解決に宗祇も関与していることがわかる。

明応九年 秋越後下向。

文亀元年 宗祇八一歳 実隆四七歳

。宗祇法師青蚨、鳥子等送之、
(三月一二日)

。宗祇所望八景詩歌色紙書之、
(同 一八日)

。宗祇法師古今集聞書切紙以下相伝之儀悉納函付封今日到來、自愛誠以道之冥加也、尤所深秘也、(九月一五日)

。宗祇所望八代集外題今日染筆、
(同 一八日)

宗祇は明応九年七月十六日、越後への最後の旅をこころみ、この年は越後国で越年。当地では弟子宗碩のために六月七日と九月一八日古今集の講尺。病を得た宗祇は文亀元年もこゝで越年。明けて文亀二年三月初め発ち、伊香保・河越などを経て七月三十日箱根湯本で没している。従って右の文亀元年の記事は越後からの贈物や依頼である。文明一九年四月一二日から始めた古今伝授も、この九年十五日宗祇から届けられた「古今集聞書以下の相伝の書類」によって終了したのである。

宗祇の計報を、実隆は次のようにしるしている。

晴、玄清来、宗祇法師去七月二十九日於相模国入滅之由相語、驚歎無物于取喻、周章無比類者也
(文亀二年九月一六日)

精神的にも物質的にも、最大の援助者である宗祇を失った実隆にとって、「驚歎無物于取喻、周章無比類」とは偽りのない言葉であろう。

さて、結論だけのべるとすれば、彼等の関係は^{親天皇}実隆―宗祇―^{武將}武將の図式で表わせるかと思う。宗祇は、直接には実隆と武將達との仲介者であり、さらに実隆を介して天皇と武將達との媒妁をも果たした。その場合、他の公卿と違ふ実隆の利点は、実隆が特に天皇の信を得ていたことである。人物的にもその資格を有していたことは勿論であつたろうが、実隆の妻の姉(房子)が後土御門天皇の後宮に入つており、妹(藤子)も後柏原天皇の後宮に入つていたという幸運も手伝つて、宗祇の所望の実現を容易ならしめたと考えてよからう。

参考文献 連歌史論考 木藤 才藏 明治書院

連歌の研究 島津 忠夫 角川書店

宗祇 伊地知鉄男 青梧堂

宗祇 小西 甚一 筑摩書房

宗祇の研究 江藤 保定 風間書房

中世文学論考 福田 秀一 明治書院

三条西実隆 芳賀幸四郎 吉川弘文館

他